

長野市災害廃棄物処理計画（案）の概要

1 計画の趣旨

長野市災害廃棄物処理計画（以下、「本計画」という。）は、長野市地域防災計画（以下「防災計画」という）で被害想定される最大規模である、長野盆地西縁断層帯の地震及び糸魚川－静岡構造線断層帯（北部・中部）（以降、「糸魚川－静岡構造線断層帯」とする）の地震によって発生する災害廃棄物の処理、仮置場、解体撤去、また、避難所生活から発生する生活ごみ、し尿の収集運搬、処理処分方法などについて、被害発生時の円滑な廃棄物処理を推進するとともに、衛生的に適切な処理を行うことを目的に策定する。

また、水害による浸水想定区域は、おおむね100年に1回程度発生する水害災害を想定しており、これらの廃棄物も併せて策定する。

ただし、本計画では、最大の被害を想定しているので、実際に発生した被害がこの想定を下回る場合は、被害の状況に応じて適切に判断して運用する。

2 計画の構成

本計画は、「総論」「災害予防計画」「災害対策業務」で構成する。

【第1章 総論】	計画の位置付け、計画の対象
【第2章 災害予防計画】	災害廃棄物等の処理に係る基本方針 平常時の防災体制の整備
【第3章 災害対策業務】	組織体制と業務概要 各班の業務内容
	・ 総務担当
	・ 廃棄物担当
	・ 収集担当
	・ 処理担当
	・ 解体撤去担当

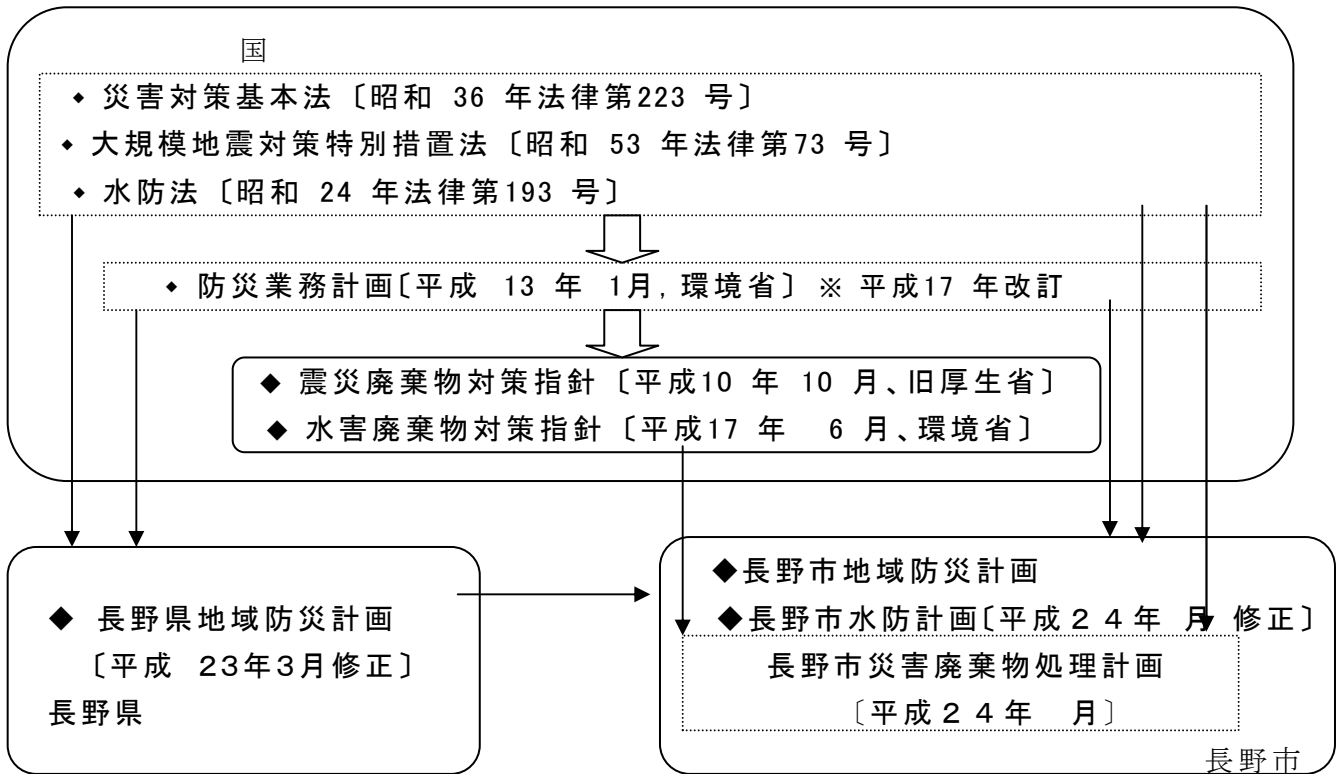
3 計画の内容

第1章 総論

（1）計画の位置付け

本計画は、震災廃棄物対策指針及び水害廃棄物対策指針を踏まえ、防災計画で想定されている災害で発生する災害廃棄物処理に関し、市が行う業務について示した計画の位置付けを図1に示す。

図 1



(2) 計画の対象

① 対象廃棄物

本計画で対象とする災害廃棄物は、災害（地震・水害等）に伴い被災世帯や避難所生活から発生する「災害ごみ」「通常ごみ」「し尿」「適正処理困難物」とする。

② 対象業務

本計画で対象とする業務は、本市が行う災害廃棄物の収集、処理及びそれに関する一連の業務とする。倒壊建物の撤去、処理については、自己処理を原則とするが、国庫補助等の対象となる被災建物は、市が解体を必要とした個人住宅及び中小企業の事業所とする。

第2章 災害予防計画

1 災害廃棄物等の処理に係る基本方針

(1) 衛生的な処理

一時的に多量に発生する廃棄物やし尿については、防疫のために生活衛生の確保を最重要事項として対応する。

(2) 迅速な対応・処理

道路の通行不能や短期間に集中的かつ多量に発生する災害廃棄物に対応するため、仮置場の適正配置、避難所、被災状況、各処理施設の処理能力を的確に把握し、効率的に収集・処理を行う。

解体廃棄物は、建設リサイクル法により現地で分別解体して搬出し、仮置場において分散配置を行う。

市内で災害廃棄物の処理を行うことが困難な場合は、県を通じてし尿の収集・

処理、生活ごみ・粗大ごみの収集・処理、がれき等の処理・処分の支援の要請をする。

(3) 環境に配慮した処理

災害時の混乱の状況下においても可能な限り環境に配慮し、災害廃棄物を適正に処理し、再資源化に努める。

なお、建築物解体の際のアスベストの飛散防止対策、野焼きの防止等に万全を期す。

(4) リサイクル優先型

災害時に発生する多量のごみを極力資源化することで処理、埋立処分量の削減を図る。

2 災害廃棄物の収集運搬・処理

排出時から処理区分ごとに分別、保管を徹底し、可能な限り資源化を図る。仮置場での分別配置が容易となるよう、収集はそれぞれのごみ種類ごとに積載車輛を指示し、ごみ種別ごとに収集、運搬する。(混載を禁じる)

また、大量に発生する廃棄物を市の処理施設だけでは処理できない場合もあることから、他市町村の処理施設や民間処理施設の処理能力を把握する。

3 平常時の防災体制の整備

(1) 一般廃棄物処理施設の防災体制

一般廃棄物処理施設においては、常日ごろから維持点検・整備に努め、施設委託事業者と定期訓練を実施する。

(2) 体制の整備

災害時において、迅速に対応できるようにするため、毎年、関係機関等連絡先等を確認するとともに、想定実地訓練、連絡訓練を実施して災害時の対応を習得する。

①総務担当

- ・ 災害情報の収集・伝達、各班及び災害対策本部、その他関係機関(県、近隣自治体)との連絡調整
- ・ 緊急の職員の動員及び業務執行体制の確立
- ・ 処理実施計画の策定(生活ごみ、し尿、がれき)
- ・ 住民への周知広報
- ・ 相談窓口の設置

②廃棄物担当

- ・ がれき・し尿の発生量の推計
- ・ 仮置場の選定・面積の算定
- ・ 各地域の仮置場の候補地の検討と現地調査
- ・ 仮置場の環境対策と管理
- ・ 後の再資源化を推進するため、仮置場内の分散配置の検討
- ・ 搬入許可書、運搬記録表の作成
- ・ 不法投棄防止・野外焼却防止の啓発
- ・ 有害廃棄物の保管方法も含め、処分基準の遵守を指導

③収集担当

- ・委託事業者や許可事業者への収集指示・伝達
- ・災害用トイレの確保
- ・災害用トイレ、運搬車輛、積込み重機等の賃貸借調整
- ・関係団体との事前調整

④処理担当

- ・各施設処理の受入量の算出、受入れ計画作成
- ・近隣施設の稼働調査
- ・代替処理設備の検討
- ・廃棄物処理施設災害普及費補助金調査

⑤解体撤去担当

- ・解体撤去申請、資料作成（所有者向け）
- ・解体撤去作業資料作成（発注手続きなど：事業者向け）
- ・関係団体との事前調整

（3）災害時の応急体制の整備

近隣市町村や関係団体等と協定締結による、災害時の協力体制を整備する。

仮置場候補地の遊休地、未利用地等については、地域特性を考慮している地区住民自治協議会、各支所と情報交換を図る。

第3章 災害対策業務

1 組織体制と業務概要

災害廃棄物の処理対策を速やかに講じるために、長野市災害対策本部 環境部において、災害廃棄物処理本部を組織する。災害廃棄物処理本部長は、環境部長とする。なお、災害対策調整会議において、災害廃棄物処理について協議する。

2 各班の業務内容

（1）総務担当

- 1 災害廃棄物等対策全体の進行管理
- 2 災害廃棄物等処理実施計画の策定
- 3 各担当の総括及び災害対策調整会議の運営管理
- 4 市災害対策本部との連絡調整
- 5 災害廃棄物等対策関係情報の集約
- 6 職員の参集状況の把握と配置
- 7 国・県及び他市町村との連絡
- 8 災害時の廃棄物対策の市民周知
- 9 市民からの相談・苦情受付
- 10 支援要請及び支援物資

（2）廃棄物担当

- 1 災害廃棄物発生量の算定
- 2 収集運搬車輛の状況及び手配
- 3 仮置場の必要箇所・面積の算定及び手配

- 4 仮置場の運営
- 5 仮置場搬入許可証の発行
- 6 事業者指導
- 7 産業廃棄物管理
- 8 適正処理困難物・有害廃棄物管理
- 9 不法投棄防止

(3) 収集担当

- 1 収集・運搬の管理
- 2 関係団体との協力体制
- 3 災害用トイレの設置推進・維持管理
- 4 災害用携帯型簡易トイレの運用
- 5 簡易トイレの設置推進・維持管理

(4) 処理担当

- 1 処理施設復旧、処理施設能力の算定
- 2 代替処理設備の検討
- 3 国庫補助申請（施設）
- 4 災害廃棄物処理

(5) 解体撤去担当

- 1 解体撤去
- 2 解体撤去の実施
- 3 関係各班、関係団体との連携・協力体制
- 4 り災証明書の発行
- 5 国庫補助申請

参考

◇想定する震災による地震と建物被害の全壊・半壊 想定棟数

想定地震	マグニチュード	長さ	位置	地震による全壊		地震による半壊	
				木造	非木造	木造	非木造
<u>長野盆地北西縁断層帯(善光寺直下型地震)</u>	7.4	60 k m	長野盆地西縁	10,953棟		18,050棟	
				10,177	776	15,922	2,127
<u>糸魚川-静岡構造線断層帯</u>	8.0	110 k m	小谷村～ 松本市	3,042棟		5,390棟	
				2,744	298	4,589	801

<平成23年3月 防災アセスメント資料より>